

(別冊)

# 事業報告書

平成24年度  
(第3期事業年度)

自：平成24年4月 1日

至：平成25年3月31日

独立行政法人

国立国際医療研究センター







































































































	<p><b>(2) 情報の収集・発信</b></p> <p>医療従事者や患者・家族が感染症その他疾患に関して信頼のおける情報やアクセスが容易なよう、広く国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報の提供を行う。</p> <p>また、HPアクセス数を、年間1,000万PV以上とする。</p>	<p><b>(2) 情報の収集・発信</b></p> <p>医療従事者や患者・家族が感染症その他疾患に関して、信頼のおける情報やアクセスが容易なよう、広く国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報の提供を行う。</p> <p>また、HPアクセス数を、年間1,000万PV以上とする。</p>	<p><b>(2) 情報の収集・発信</b></p> <p>1. ホームページの改善等、広報体制の整備 ホームページの見やすさ等の改善を図るため、平成22年8月のセンター病院新病棟オープンを機に、ポータルページのデザイン更新を行った。またセンター全体の広報活動を総務課に平成22年度から配置するとともに、各事業所に広報戦略ワーキンググループを組織するなど、広報活動を更に円滑に行うための体制を整備した。</p> <p><b>【HPアクセス数】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>平成22年度</td> <td>平成23年度</td> <td>平成24年度</td> </tr> <tr> <td>1,299万件</td> <td>1,430万件</td> <td>1,432万件 (0.1%増)</td> </tr> </table> <p>2. 各分野における情報発信の取組</p> <p>① HIV・エイズ 平成24年度に医療従事者や患者・家族がHIV感染症に関して、信頼のおける情報やアクセスが容易なようホームページを適宜に改訂した。</p> <p>また、平成24年4月に利用者の利便性の向上を図るためホームページの全面改修を行い、必要とする情報に速やかにアクセスを可能としたことによりPV数が減少した。</p> <p><b>【該当ページアクセス数】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>平成22年度</td> <td>平成23年度</td> <td>平成24年度</td> </tr> <tr> <td>202万件</td> <td>198万件</td> <td>61万件</td> </tr> </table> <p>② 感染症 平成22年7月にホームページを刷新し、輸入感染症（マラリア、デング熱、腸チフスなど）や一類感染症（ラッサ熱）に関する医療者向け情報を充実させた。一般の海外旅行者向け情報（マラリア予防、下痢症予防）をホームページにPDFで掲載し、よりダウンロードしやすいように整備した。平成24年度はアクセス数が前年度に比較し倍増した。</p> <p><b>【該当ページアクセス数】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>平成22年度</td> <td>平成23年度</td> <td>平成24年度</td> </tr> <tr> <td>29万件</td> <td>30万件</td> <td>62万件</td> </tr> </table> <p>③ 肝炎 肝炎情報センターは平成20年12月にホームページを立ち上げ、インターネットによる最新情報提供を行っている。拠点病院の指定状況を紹介するとともに、各自治体における肝疾患専門医療機関リストや拠点病院内に設置された肝疾患相談センターホームページへのリンクを貼ることににより、患者の利便性がより向上するよう努めている。</p> <p><b>【該当ページアクセス数】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>平成22年度</td> <td>平成23年度</td> <td>平成24年度</td> </tr> <tr> <td>38万件</td> <td>67万件</td> <td>87万件</td> </tr> </table> <p>④ 糖尿病 「糖尿病診療—最新の動向—」と題した医師・医療スタッフ向け研修会を、糖尿病情報センターが主催して全国3カ所（金沢、東京、福岡）で、のべ6回（6/10, 7/8, 9/2, 11/18, 2/17, 3/24）開催した。総参加者数は、817名であった。</p> <p>また、糖尿病に関するかかりつけ医向けの診療マニュアルを平成22年度に作成し、現在糖尿病情報センターのホームページで公開し、年に2度の頻度で改訂している。</p> <p>糖尿病情報センターのホームページにおいて、医療従事者や患者に対して情報発信を行い適宜情報更新を図っている。</p> <p><b>【該当ページアクセス数】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>平成22年度</td> <td>平成23年度</td> <td>平成24年度</td> </tr> <tr> <td>14万件</td> <td>19万件</td> <td>18万件</td> </tr> </table> <p>⑤ 児童精神 児童精神地域診療ネットワーク会議を、国府台病院において6回（5/18, 7/13, 9/21, 11/30, 1/18, 3/22）開催し、診療機関のネットワーク構築を推進するとともに情報発信を行った。</p>	平成22年度	平成23年度	平成24年度	1,299万件	1,430万件	1,432万件 (0.1%増)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	202万件	198万件	61万件	平成22年度	平成23年度	平成24年度	29万件	30万件	62万件	平成22年度	平成23年度	平成24年度	38万件	67万件	87万件	平成22年度	平成23年度	平成24年度	14万件	19万件	18万件
平成22年度	平成23年度	平成24年度																															
1,299万件	1,430万件	1,432万件 (0.1%増)																															
平成22年度	平成23年度	平成24年度																															
202万件	198万件	61万件																															
平成22年度	平成23年度	平成24年度																															
29万件	30万件	62万件																															
平成22年度	平成23年度	平成24年度																															
38万件	67万件	87万件																															
平成22年度	平成23年度	平成24年度																															
14万件	19万件	18万件																															



5. 国への政策提言に関する事項	5. 国への政策提言に関する事項	5. 国への政策提言に関する事項	5. 国への政策提言に関する事項
<p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即したものであるため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>	<p>感染症その他の疾患に関して明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。</p>	<p>感染症その他の疾患に関して明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HIV感染症に関し、エイズ動向委員会（年2回出席）などに出席し、専門的な立場から提言を行った。</li> <li>・ 糖尿病、代謝性疾患に関する専門的知見を基礎として、薬事審議会医薬品第一部会、次期国民健康作り運動プラン策定専門委員会の審議に参加し、専門的な立場から提言を行った。</li> <li>・ 肝炎情報センター             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成21年度より3年間「肝炎に関する全国規模のデータベース構築に関する研究（厚生労働科学研究費）」を、研究代表者として実施し、さらに、平成24年度から「肝炎に関する全国規模の研究代表者を用いた肝炎治療の評価及び肝炎医療の水準の向上に資する研究（厚生労働科学研究費）」に継続し、全国の自治体肝炎対策部とのネットワーク研究を推進している。「B型・C型肝炎患者に対するインテグラーゼ阻害剤のアウトカムに関する検証」を主たるテーマとし、これにより平成20年度から国と自治体との共同事業として開始されたインテグラーゼ阻害剤のアウトカムを正確に把握し、次の肝炎対策に活かすことに繋げる取り組みである。</li> <li>② 全国の4自治体肝炎対策担当部署の協力を得てインテグラーゼ阻害剤治療効果判定報告書の収集・解析事業を行っており、平成21年12月から平成25年3月までに約13,500例のデータを収集し、解析の後に2ヶ月毎に各自治体へフィードバックし、拠点病院、専門医療機関ほかの肝炎患者診療ネットワークへの情報提供を行っている。特に、研究班では地域差、地方圏差の有無についての検討も進め、治療成績については全国でほぼ均てん化されているものの、C型肝炎ウイルス遺伝子型の分布、再治療例の比率、65歳以上の患者比率など、特に患者の受療状況には地域差、地方圏差の存在を明らかにし、本研究班の研究報告書により厚生労働省に報告した。</li> <li>③ 平成24年度からは、新たに5年計画で開始されたB型肝炎創薬実用化等研究事業（総額28億円）の研究評価委員会事務局を担当している。この研究事業は、B型肝炎訴訟（予防接種禍事件）の和解を受けて、B型肝炎患者の進展を抑制し、臨床的治癒を目指すための新規薬剤の創出を主目的としており、従来の研究事業に比べてもアウトカムの早期獲得が求められている。そのため、事務局では各研究会へのプログラム・オフィサー（7名）の派遣を行い、研究の進捗状況を把握するとともに、初年度から研究会の開催を実施した（平成25年1月31日、肝炎・免疫研究センター）。また、研究代表者間の連携・協力が円滑に進展するように努めており、平成25年度には研究事業ホムページ、掲示板の作成を企画している。さらに、全国の肝炎患者診療連携拠点病院の協力を得て、拠点病院に通院するB型肝炎患者を対象とした「B型肝炎に対する新しい治療法についてのアンケート調査」を実施することにより、その結果を踏まえて、今後の国の肝炎総合対策への提言を行う予定である。</li> </ul> </li> </ul>
<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項                  (1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項                  (1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項                  (1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項                  (1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p>
<p>公衆衛生上の重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じ、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p>	<p>国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上の重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対する準備として、新感染症の発生に向けた訓練を毎年1回実施する。</p>	<p>国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上の重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対する準備として、新感染症の発生に向けた訓練を1回実施する。</p>	<p>1. 公衆衛生上の重大な危害発生に備えた取組                  ① 災害訓練等                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成24年度は、平成25年1月19日に、職員のみならず、早稲田大学、国士館大学、看護大学の学生に模擬患者として協力を得て災害訓練を実施した。この経験をもとに、同3月に災害マニュアルを改訂した。</li> <li>・ 平成25年度からの災害対策・訓練の準備を常日頃から推進するためのタスクフォースを立ち上げた。</li> <li>・ DMAT並びにそれに準じた外部の訓練にも平成24年度は、11人（累積28人）参加した。</li> </ul>                 ② 新感染症の発生に向けた取組                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新感染症発生を想定した訓練を合計4回実施した。7月に横浜港感染症総合対策訓練に合わせた感染症病棟での患者診療及び消毒実技訓練、12月に東京検疫所検疫感染症措置訓練（情報伝達訓練）に合わせた患者診療訓練、11月及び3月に横浜港および東京国際空港の情報伝達訓練を実施した。</li> </ul> </p>

<p>(2) 国際貢献 我が国の国際保健医療協力の中核的機関として、感染症その他の疾患に関する専門的な医療及び国際保健医療協力等の向上を図るとともに、これらに対する調査及び研究並びに技術者の研修を行うこと。</p>	<p>(2) 国際貢献 開発途上国における保健システム（母子保健、感染症対策等を含む。）の推進を図るため、中期目標の期間中、5年間に400人以上の専門家を派遣し技術協力を行う。また、開発途上国からの研修生を5年間に延べ800人以上受入れる。緊急援助等の支援活動を行うとともに、国際機関や国際協力機構（JICA）等への依頼に応じ調査研究・評価事業を実施する。 広く国民及び国内外の関係機関に対し、国際保健に関する情報提供等を行い、我が国の国際保健医療協力人材を養成するため、必要な知識、技術の習得を促す研修を国内外で実施する。 また、国際医療協力を実施している機関とのネットワーク</p>	<p>・ 東北地方太平洋沖地震に伴う被災地への保健衛生分野の復興支援を行う。</p> <p>(2) 国際貢献 ・ アジア、アフリカ等の開発途上国における保健システム（母子保健、感染症対策等を含む）の強化を図るため、専門家を派遣する。 ・ アジア、アフリカ等の開発途上国からの研修生の受入を積極的に行う。 ・ 国際協力機構（JICA）の要請に応じ、緊急援助等の支援活動を行う。 ・ 国際機関、国際協力機構（JICA）等への依頼に応じ、調査研究・評価事業を実施する。 ・ 国際保健に関して、広く国民及び国内外の関係機関に対しホームページ等を通じて情報提供等を行うとともに、</p>	<p>2. 東日本大震災における取組 ① 東松島復興支援プロジェクト（7月1日より） 宮城県東松島市に対して、震災後から平成24年度においても継続的支援を行っており、6月に東松島市と保健衛生生活動に向けた協力協定に調印して、協定の1年間の更新を行った。同協定に基づいて、毎月1回のベースで国際医療協力局から公衆衛生関連医師等を派遣して、保健師・栄養士会議に出席して公衆衛生分野などにおける助言を行ったほか、東松島市からの要請に基づいてデータの分析などを行ない東松島市の保健衛生対策や復興計画策定に寄与した。</p> <p>② 「自然災害時における亜急性期 保健医療支援活動マニュアル」の作成 東松島市での支援活動の経験を基に「自然災害時における亜急性期 保健医療支援活動マニュアル」を作成して、NCGMにおける災害対応の準備を行うだけでなく、HIPに掲載し他の医療施設への対応準備のための情報やノウハウを提供している。</p> <p>③ 東松島市の報告書作成支援 災害発生以来の東松島市の活動を記録し、広く全国の市町村の災害対応の向上に資するため、「東日本大震災とともに」のりこえて 東松島市保健師・栄養士活動報告書」の作成に向けて、当該報告書の構成や内容に対する技術的助言等の支援を行った。これは日本の市町村の災害対応をまとめた貴重な記録であるとともに、今後の他の地方自治体の災害対策に役立つ具体的な情報が多数含まれている。</p> <p>【支援の実績】 これまでのNCGMにおける東松島市支援を含め東日本大震災における活動に対して、厚生労働大臣から感謝状授与されるところとともに、特に、東松島市支援活動は産経新聞に取り上げられた。さらに、津波と血圧の関係など海外の医学論文雑誌に掲載された。</p> <p>(2) 国際貢献 ・ アジア、アフリカ等の開発途上国における保健システム強化を図るための専門家派遣については、年間目標である80人に対し、109人の実績となった。このうち25人は一年以上の長期派遣であり、地域別内訳はアジア（66人）、アフリカ（34人）、その他（9人）である。また、厚生労働省からの要請に基づいて、WHO等の国際機関に、計3人出向させた。 ・ アジア、アフリカ等の開発途上国からの研修生受入については、年間目標である160人に対し、239人の実績となった。視察や講義を通じて、世界最高水準の保健指標を達成した日本の経験を共有すると同時に、活用できる資源の限られた研修員の母国において実施可能な活動計画を持ち帰ることができている。 ・ 平成24年度において国際協力機構からの緊急援助等の要請は特になかったものの、アルジェリアにおける人質事件において、厚生労働省からの要請に基づき収束するまで仏語対応が可能な者を含めて医師2名、看護師1名の3名が待機した。 ・ 国際機関、国際協力機構（JICA）等への依頼に応じた調査研究・評価事業については、30件となった。 30件の内訳はプロジェクト実施に向けた詳細設計調査7件、プロジェクトの中間および終了時の評価調査8件、運営指導調査11件、無償資金協力調査4件であり、保健医療ならびに国際保健の専門性を活かした調査が実施された。 ・ 国際保健基礎講座の開催件数及び、参加者数については、10件、364人となった。広報活動を強化することで、平成24年度の参加者は昨年度と比較すると112人の増加となった。 国際医療協力を目指す若手人材が継続的に学びを深めていく機会を提供する事を目的に、週末を活用して国際医療協力局職員の実験のエッセンスを伝えていく。</p>
---	---	--	---

国立国際医療研究センター事業報告書

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
	<p>クを構築し、開発途上国等において保健医療分野の共同研究や人材育成等の諸協力を実施する。</p>	<p>基礎講座を開催し国際保健に関する知識の普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の国際保健医療協力人材を養成するため、研修カリキュラムを作成するとともに、国際保健人材養成研修を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際保健に関する情報提供の取り組みについては、広く国民及び国内外の関係機関に対し、国際保健に関する情報提供等を行うため、以下の取り組みを行った。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国際医療協力局ホームページの年間目標である40万PV(Page View)に対し平成24年度の合計閲覧数は569,242 PV(Page View)であった。</li> <li>② 「ニュースレター」という小冊子を年3回(春号、夏秋合併号、冬号)発行し、関係機関及び大学・専門学校などに配布した。</li> <li>③ ラジオNIKKKI番組で「グローバルヘルスカフェ」を年3回放送した。</li> <li>④ 10月には10月6日「国際協力の日」に伴い日比谷公園で開催された「グローバルフェスタ」(主催:グローバルフェスタJAPAN2012実行委員会、共催:外務省・JICA・国際協力NGOセンター)への出展及び11月には日本国際保健医療学会学術集会にブースを構えた。</li> </ul> </li> <li>WHO総会や世界基金理事会(グローバルファンド)などの国際会議への出席は年間延べ19名であり、WHOや世界基金に対して厚生労働省や外務省を通じて提供した技術的提言数は181件であった。</li> <li>平成24年度に病院看護職を対象とした「看護実務者体験コース」及び「看護職海外研修」の研修コースを新たに設置し、「国際保健基礎講座」からより実践的な内容を含む講義を通じて海外のフィールド実習において実践力を養うことを目的とした「国際保健医療協力研修」へ進むための前ステップ研修と位置付けて系統的に学習できるようにした。また、若手医師の人材育成として本年度は3名のレジデントに「国際保健医療協力レジデント研修」を実施し、国際保健の現場体験の機会を与えた。</li> <li>(各研修参加者数は、看護実務体験コース参加者数:8月3名、9月2名、10月2名、12月2名、レジデント研修:12月3名、国際保健人材養成研修:9月13名、看護職海外研修:1月2名)</li> <li>医学生や看護学生を対象とした国際保健に関する講義を積極的に実施し、7大学(看護専門学校含む)へ延べ19名の講師を派遣するとともに、7大学から28名の学生を受け入れた。</li> <li>長崎大学との連携大学院に関する協定に基づいて、大学院学生に対する講義、研究指導、学位審査、入学試験を実施した。また、仏語圏保健人材ネットワーク強化のための定例会を5回実施した。</li> <li>平成22年6月にベトナム・バクマイ病院と再締結した合意書(MOU)に基づいて、共同研究(11の研究課題)、人材交流、症例検討等の協力を実施した。平成24年7月にNCGMにてベトナム拠点活動報告会を実施した。現在、平成24年度年報を作成した。</li> <li>ラオス・パスツール研究所および、マダガスカル・保健省とは平成23年度に締結したMOUに基づいて、共同研究、人材交流を実施した。カンボジア・国立母子保健センター、ネパール・国立トリブバン大学医学部と新規にMOUを締結し(平成24年9月、平成25年1月)、共同研究、人材交流を開始した。</li> <li>過去3年間にカンボジア、ベトナム、ラオス、ネパールで実施した疾病対策と保健システム強化に関する現地調査の結果を総括しWPRO(WHO西太平洋地域事務局)にて発表した。また、年次報告書については、2011年7月～2012年7月には既にWPRO(WHO西太平洋地域事務局)に提出しており、その後については、総括報告書とともに現在、作成中である。さらに、WPRO(WHO西太平洋地域事務局)と今後の活動について協議を行い、それをもとに、WHO協力センター(WCC)としての新しい業務内容(TOR)案を作成した。</li> <li>WPRO(WHO西太平洋地域事務局)のHIV/AIDS部門 Technical Partner(技術パートナー)としてワークショップを開催し(平成25年1月、NCGM)、アジア太平洋地域におけるHIV母子感染予防対策に寄与した</li> </ul>

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
<p><b>(3) HIV・エイズ</b></p> <p>エイズ治療・研究開発センターは、HIV裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を厚生労働省に届いた意見を踏まえつつ着実に実施し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行うこと。</p> <p>また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(平成18年厚生労働省告示第89号)に基づき、エイズに係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域におけるエイズ医療水準の向上を図ること。</p>	<p><b>(3) HIV・エイズ</b></p> <p>エイズ治療・研究開発センターは、HIV裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を被害者の意見を反映しつつ着実に実施し、エイズに関する診断及び治療、臨床研究、診療並びに情報の収集及び提供等の必要な取組を進めるとともに、必要なら人的物的体制整備を計画的に進める。</p> <p>また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(平成18年厚生労働省告示第89号)に基づき、エイズに係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域におけるエイズ医療水準の向上を図る。</p>	<p><b>(3) HIV・エイズ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>HIV・エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行う。また、HIV・エイズのブロック拠点病院等を支援するとともに連携を図る。</li> </ul>	<p><b>(3) HIV・エイズ</b></p> <p>1. HIV・エイズに関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度のHIV・エイズ患者の診療実績は、延べ入院患者数7,484名、延べ外来患者数10,931名であった。</li> <li>外部からの診療等に関する相談件数は、年間2,161件に達した。</li> <li>HIV診療均てん化のための全国の医療従事者に対する研修については前掲(2)モデル的研修・講習の実施 参照)</li> <li>診療情報をコンパクトにまとめた患者教育用小冊子(患者ノート)を年間合計9,561冊配布するとともに、出張研修などで用いた資料等についても、全国の医療従事者がいつでも自由に閲覧、自己研修が可能となるようにACCホームページでE-learningの形で積極的に公開するなど、情報の提供に努めた。</li> </ul> <p>2. ブロック拠点病院等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ブロック拠点病院との連携支援に関しては、医師不足で診療に窮していた石川県立病院に対し、平成22年10月より行っている月1回のACC医師派遣による外来診療サポートを継続した。</li> <li>名古屋医療センターと名古屋大学との連携を図るための合同会議をACCも参加し継続している。さらに、平成24年度からは、仙台医療センターと東北大学との連携を図るための合同会議も2回実施した。</li> </ul>

<p><b>(4) 看護に関する教育及び研究</b></p> <p>国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として、看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行うこと。</p>	<p><b>(4) 看護に関する教育及び研究</b></p> <p>国立看護大学校において、看護学部及び研究課程部における教育の充実を図るとともに、認定看護師教育課程を毎年開催する。</p> <p>また、オープンキャンパスや公開講座を毎年3回以上開催し、国立看護大学校に関する情報提供を積極的に行い、質の高い学生等の確保に努める。</p> <p>さらに、看護研究活動を推進する。</p>	<p><b>(4) 看護に関する教育及び研究</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究課程部における教育の充実を図るため、高度実践看護学領域（感染管理看護学（仮称））の設置（平成25年4月開校予定）に向けた検討を行うとともに、認定看護師教育課程を1コース開催する。また、オープンキャンパスや公開講座を3回以上開催し、国立看護大学校に関する情報提供を積極的に行う。</li> <li>臨床看護研究推進センターにおいて、看護研究活動を推進する。</li> </ul>	<p><b>(4) 看護に関する教育及び研究</b></p> <p>1. 研究課程部における教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究課程部においては、専門性の高い看護実践能力の育成や学問的探求を通じて看護の質的向上を目指し、その一環として、高度実践看護学領域（感染管理看護学）を平成25年4月に開講した。また、開講に伴い、国立国際医療研究センター等から非常勤講師を招聘し、日本看護系大学協議会より平成25年3月8日付けで専門看護師教育機関として認定を受けた。</li> <li>社会人に対する教育機会の拡大を図り、働きながら看護研究活動を継続できるよう平成22年に創設した長期履修制度については、平成24年度に9名が活用した。</li> </ul> <p>2. 認定看護師教育課程等の開催</p> <p>研修部においては、医療関連感染の予防と管理の実践に必要な専門的知識と高度な技術を持ち、組織横断的な役割を担うことのできる感染管理認定看護師を育成するため、平成24年9月24日から平成25年3月14日まで、感染管理の教育課程を開講し14名が修了した。</p> <p>3. 短期研修の開催</p> <p>研修部においては、政策的な内容に視点をあて前年度の受講ニーズ調査を踏まえた研修を計8コース開催した。さらに、チーム医療推進のために感染管理に関する研修を追加企画した。なお、一部の研修は、地域医療における看護継続教育に貢献するため一般公開とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>看護研究論文を読むための統計解析 参加者：46名</li> <li>看護研究 参加者：51名</li> <li>せん妄ケア 参加者：73名</li> <li>感染症看護専門看護師のためのフォローアップ研修 参加者：4名</li> <li>院内教育 参加者：99名</li> <li>小児看護の臨床における倫理的課題 *一般公開 参加者：33名</li> <li>国際保健・国際看護 *一般公開 参加者：8名</li> <li>感染管理看護学と研究 参加者：13名</li> </ul> <p>4. 積極的な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国立看護大学校の情報提供するためオープンキャンパスを開催するとともに、近隣の医療施設に勤務する看護職員や清瀬市民を対象とした公開講座を開催した。</li> <li>平成24年度から新たな取り組みとして、公開講座及び大学校祭にあわせたキャンパスツアーや、関東甲信越地区の高等学校の進路指導担当者を対象とした進学相談会を開催した。</li> </ul> <p>①看護学部オープンキャンパスの開催</p> <table border="0"> <tr> <td>平成24年</td> <td>7月22日</td> <td>参加者：599名</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>8月24日</td> <td>参加者：420名</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>5月12日</td> <td>参加者：4名</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>7月27日</td> <td>参加者：26名</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>11月2日</td> <td>参加者：3名</td> </tr> </table> <p>②研究課程部オープンキャンパスの開催</p> <table border="0"> <tr> <td>平成24年</td> <td>5月12日</td> <td>参加者：37名</td> </tr> <tr> <td>平成24年</td> <td>10月27日</td> <td>参加者：110名</td> </tr> </table> <p>③公開講座の開催</p> <p>ア) 看護の日の公開講座</p> <p>イ) 清瀬市健康大学講演会と共催の公開講座</p>	平成24年	7月22日	参加者：599名	平成24年	8月24日	参加者：420名	平成24年	5月12日	参加者：4名	平成24年	7月27日	参加者：26名	平成24年	11月2日	参加者：3名	平成24年	5月12日	参加者：37名	平成24年	10月27日	参加者：110名
平成24年	7月22日	参加者：599名																						
平成24年	8月24日	参加者：420名																						
平成24年	5月12日	参加者：4名																						
平成24年	7月27日	参加者：26名																						
平成24年	11月2日	参加者：3名																						
平成24年	5月12日	参加者：37名																						
平成24年	10月27日	参加者：110名																						

国立国際医療研究センター事業報告書

中期目標

中期計画

平成24年度計画

平成24年度の業務の実績

			<p>5. 臨床看護研究活動の推進 臨床看護研究推進センターにおいては、国立高度専門医療研究センターの看護師等が行う臨床看護研究を推進するため、研究相談及び看護師が行う臨床看護研究18件の継続指導を行った。</p> <p>6. 国立看護大学校研究紀要の発行 国立看護大学校における研究の推進と研究成果を外部に周知するとともに、国立高度専門医療研究センターの看護師等の研究活動に資するため、平成25年3月に研究紀要を発行した。</p>
--	--	--	--

<p>第3 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とすため、定期的な事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。</p> <p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）及び経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づいて人件費改革に取り組みとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p> <p>その際、併せて、医療法（昭和23年法律第205号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し</p> <p>② 共同購入等による医薬品、医療材料等購入費用の適正化</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>センターとしての使命を果たすことのできるよう組織内の企画立案、調整、分析機能の高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。</p> <p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p> <p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき平成22年度において1%以上を基本とする削減に取り組み、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づいて人件費改革に取り組みとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるものとする。</p> <p>その際、併せて、医療法（昭和23年法律第205号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>センターとしての使命を適切に果たしていくために、高度先駆的医療や臨床研究の推進などの体制の整備とあわせて、組織の適正化など効率的な業務運営体制を構築する。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>1. 高度先駆的医療や臨床研究の推進などの体制整備</p> <p>1) 平成24年5月に国際疾病センターから国際感染症センターに改組し、一般感染症、院内感染予防、院内コンサルテーションなど感染症内科機能、総合感染症に係るレジデント教育、渡航者外来及び感染症の予防・まん延の防止など感染症に係る診療・教育など、総合的・一体的な感染症対策の充実強化に取り組み体制を整備した。</p> <p>2) 主要ミッションである糖尿病・代謝性疾患に係る研究部門と病院が対応し連携強化を図るため、平成24年5月にセンター病院に糖尿病研究連携部を整備した。</p> <p>3) 研究所、病院における部門体制の改組、任期制の導入に向けた検討</p> <p>国立時代の組織を踏襲した研究所、病院の部門体制は、組織の形骸化・硬直化など制度疲労のおそれがあり、各部門のマネジメントなど運営実施体制、病院機能に即した診療体制、臨床研究の推進に向けたresearch mindのある人材育成などを目指した組織の活性化や自律的で機動的な運営に向けた人材の流動化と最適化を図るため組織体制の見直しの検討を開始した。</p> <p>4) 招へい型任期付職員や若手育成型任期付職員については年俸制を導入するとともに、高度の専門的な知識、技術等を有する者及び研究者として高い資質を有する者など優秀な人材を公募により採用し、高度先駆的医療や臨床研究推進などのための体制整備を図った。</p> <p>【公募による採用実績】 H23' ⇒ 29名（うち任期付研究員の採用 8名） H24' ⇒ 64名（うち任期付研究員の採用 14名）</p> <p>2. 組織の適正化、効率的な業務運営体制</p> <p>1) 平成24年4月に企画戦略室から企画戦略局への改称や総長特任補佐5人体制によるセンターの達成を目指すことを目指し、組織の適正化を図った。</p> <p>2) 国際医療協力においては、外国機関との対等な関係の構築が重要であり、平成24年4月に国際医療協力局に改称し、組織の適正化を図った。</p> <p>3) 総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部体制による権限と責任の明確化による相互牽制と効率的運営を図りつつ、加えて、平成24年4月に統括事務部を設置し、国府台地区の事務も含めたセンターの事務部門全体を俯瞰した効果的・効率的な連携、総合調整等のセンターの事務機能の強化を図り、効率的な業務運営に取り組んだ。</p> <p>加えて、現行事務部門の業務執行状況等を踏まえた事務部門の活性化を目指し、センター全体に係る本部的な業務と病院等各部門に係る業務などの事務部門の役割・責任の明確化、事務部門全体の効率化など組織体制・人員配置の在り方の検討を開始した。</p> <p>4) 理事会によるセンター運営の重要事項の審議・決定、運営会議によるセンターの効率的・効果的な業務運営、監査室による内部監査の実施、監事による業務監査や各種委員会等の参加など適切なガバナンス体制による法人運営に取り組み、コンプライアンス研修の実施など職員の法令遵守意識の向上に取り組んだ。</p> <p>5) 国府台病院の事務及び看護大学校の事務のうち、財務、給与及び調達に関する業務の一部を戸山地区に一元化することにより、効率的・効果的な財務運営を引き続き行った。</p> <p>3. 技能職常勤職員の離職後の不補充</p> <p>技能職に付いては、常勤職員の離職後の後補充は行わず、業務の簡素化・迅速化などの業務の見直しを行った上で、外部委託や短時間非常勤職員等による対応を基本にした取り組みを実施。</p> <p>平成24年度 【退職者数】2名 ・看護助手2名退職後、外部委託により不補充</p>
--	--	--	---

<p>③ 一般管理費(退職手当を除く。)について、平成21年度に比し、中期目標期間の最終年度において15%以上の削減 ④ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保</p>	<p>① 副院長複数制の導入 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。</p>	<p>① 副院長複数制の導入 副院長の役割に応じて複数設置し、また、特命事項を担う副院長の設置については、院内における位置付けを引き続き検討する。</p>	<p>平成23年度 【退職者数】2名 ・ 交換手1名退職後、外部委託により不補充 ・ ボイラー技師長退職後、外部委託により不補充</p> <p>① 副院長複数制の導入 副院長複数制に基づき、平成24年5月から高度先駆的医療の提供などミッション達成に向けた取り組みをより一層推進していくため、病院における種々の課題に対する担当部門と責任の明確化を図るとともに、副院長職を任期制とした。</p> <p>【副院長の役割】 ○ センター病院 (3名体制) ・ 診療部門・院内感染・医療安全推進担当 ・ 医療教育・臨床研究推進担当 ・ 経営企画担当 ○ 国府台病院 (2名体制) ・ 診療・運営・人事管理担当 ・ 医療訴訟・教育研修・医療安全・危機管理担当 (欠)</p>
<p>② 事務部門の改革 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。</p>	<p>② 事務部門の改革 事務部門については、センターの使命を適切に果たすための企画、立案、調整、分析機能の向上及びガバナンスの強化を目指した体制とし、効率的・効果的な運営体制とする。また、戸山地区に一元化した財務・給与業務については、より効率的な体制となるよう業務分担の見直しを引き続き行う。</p>	<p>② 事務部門の改革 1. 効率的な組織体制の構築 1) 平成24年4月に企画戦略室から企画戦略局への改称や総長特任補佐5人体制によるセンターの達成を目指す企画立案など総長の補佐体制の充実強化を図った。 2) 総務部、人事部、企画経営部、財務経理部の4部体制による権限と責任の明確化による相互牽制と効率的運営を図りつつ、加えて、平成24年4月に統括事務部を設置し、国府台地区の事務も含めたセンターの事務部門全体を俯瞰した効果的・効率的な連携、総合調整等のセンターの事務機能の強化を図り、効率的な業務運営に取り組んだ。 加えて、現行事務部門の業務執行状況等を踏まえた事務部門の活性化を目指し、センター全体に係る本部的な業務と病院等各部門に係る業務などの事務部門の役割・責任の明確化、事務部門全体の効率化など組織体制・人員配置の在り方の検討を開始した。 3) 理事会によるセンター運営の重要事項の審議・決定、運営会議によるセンターの効率的・効果的な業務運営、監査室による内部監査の実施、監事による業務監査や各種委員会等の参加など適切なガバナンス体制による法人運営に取り組み、コンプライアンス研修の実施など職員の法令遵守意識の向上に取り組んだ。</p>	<p>2. 業務の一元化 国府台病院の事務及び看護大学の事務のうち、財務、給与及び調達に関する業務の一部を戸山地区に一元化することにより、効率的・効果的な財務運営を引き続き行った。</p>
		<p>3. DPCに係る体制整備による効率的な運営体制 平成24年1月にDPCに係る体制を整備し、平成24年4月からDPC対象病院として診療報酬包括支払制度の導入に係る医療費包括払いに伴う診療の対応やDPC業務推進運営委員会事務局機能としてDPC診療の手順「DPC運用ルール&lt;原則・詳細&gt;」の整備、センター病院全職員に対して院内広報「DPC通信」を発行し、DPC制度の知識や意識付けなど周知活動、医療現場から発生する個別の問題や疑義照会への対応、DPCコーディングの「DPCコーディングチェック表」の作成による請求の精度管理と請求の責任の明確化、DPC導入に伴う病院が取り組む課題を整理した「DPCロードマップ」により対応の具体化と実施時期・進捗の管理、医事レポート検証、電子カルテ分析システム(DPCEYES)、他院との比較を行うベンチマークソフト(ヒラソル)を稼働させDPC分析等を実施した。</p>	<p>※DPC：Diagnosis Procedure Combination の略称で急性期入院医療の診断群分類に基づく1日当りの包括評価制度のこと。</p>



	<p><b>(2) 効率化による収支改善</b></p> <p>センターとしての使命を果たすための経営戦略や毎年の事業計画を通じた経営管理により収支相償の経営を目指すこととし、5年間を累計した損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p>	<p><b>(2) 効率化による収支改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度の予定損益計算において、経常収支率が約100%となるよう経営改善に取り組む。また、費用対効果等に着目し適切な事務・事業の見直しを推進する。</li> <li>無駄削減への取組として、職員一人一人の経営意識の向上を目指した取組を、職員研修等を通じて行う。</li> </ul>	<p><b>(2) 効率化による収支改善</b></p> <p>1. 収支改善の推進</p> <p>センターの運営方針の基で、研究所、臨床研究センター、病院、国府台病院、国際医療協力局及び看護大学校の主要部門が実施する業務の特性等を踏まえつつ、より効率的・効果的な機能の発揮できる運営体制となるよう、事務職員も含めた職員の適正配置を行い、外部資金受入や病院における診療報酬上の基準の新規取得など収益増を図るとともに、積極的な共同購入の実施・細削しの見直しによる材料費や業務内容の見直しによる人件費及び委託費等に係るコスト削減に努め、収支改善に向けた取組を行った。</p> <p>加えて、中期計画で定めた収支相償の経営を図るべくセンター全体での取組をより一層進めるため、平成24年6月に経営改善プロジェクトを発足させ、①運営体制、②投資計画、③診療報酬適正化、④未収金対策、⑤人件費、⑥調達適正化の6つの柱を基本に、現場からの意見の反映を含め各般の経営改善に取り組みを推進した。</p> <p>収支改善については、平成24年度の経常収支は△984百万円（平成23年度△1,847百万円）、経常収支率97.3%（94.6%）となり、年度計画で定めた経常収支率100%を下回る結果となった。一方、経営改善の取り組みにより、平成23年度と比較して、経常収支は+863百万円、経常収支率は+2.7%の改善を図った。今後、更なる収支改善に向けてセンター全体の経営分析を強化し、病院に加えて研究所等における問題点の把握やその対応を行い、中期計画期間中の収支相償を目指した取組を重点的に行うこととしている。</p> <p>1) 収支関係の主な内容</p> <p>①センター病院</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年4月1日よりDPC対象病院となりDPC請求を開始し、また、平成24年11月1日付で特定機能病院の名称取得を受け、平成24年12月1日より特定機能病院入院基本料により請求を開始したほか、新たな施設基準を取得した。</li> <li>入院患者数は、平成24年4月～6月までの1日平均入院患者数が597.1名と計画患者数を下回る状況となっていたものの、診療部門及び看護部門を中心にベッドコントロールの適正化、地域医療連携の強化、土日の手術実施や教育入院など運営体制の改善に加え、平成24年7月～平成24年3月までは1日平均入院患者数が667.6名となり、平成24年度全体としては1日平均入院患者数650.0名（前年比+22.2名）となった。</li> <li>外来患者数は、1日平均外来患者数1,696.6名（前年比93.2名）であり、計画を上回った。</li> </ul> <p>《新たに取得した主な施設基準等》</p> <p>【入院基本料関係の請求方法の変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DPC請求開始 (H24.4.1)</li> </ul> <p>【上記施設基準取得となったもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般病棟入院基本料 7:1 →特定機能病院入院基本料(一般) 7:1 (H24.12.1)</li> <li>結核病棟入院基本料 10:1 →特定機能病院入院基本料(結核) 10:1 (H24.12.1)</li> <li>精神病棟入院基本料 10:1 →特定機能病院入院基本料(精神) 10:1 (H24.12.1)</li> </ul> <p>【新たな施設基準の取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハイケアユニット入院医療管理料 8床 (H24.6.1)</li> <li>データ提出加算1 (H24.4.1)</li> <li>データ提出加算2 *加算1から2へ変更(上位へ) (H24.10.1)</li> <li>外来放射線照射診療料(H24.4.1)</li> <li>直線加速器による放射線治療</li> <li>定位放射線治療の場合/呼吸性移動対策加算(その他) (H24.4.1)</li> <li>人工肛門・人工膀胱増設術前処置加算(H24.7.1)</li> <li>糖尿病透析予防指導管理料(H24.12.1)</li> <li>移植後患者指導管理料(造血幹細胞移植後) (H25.1.1)</li> </ul> <p>【病床数変更によるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定集中治療室管理料1 (6床→8床 2床増床) (H24.6.1)</li> </ul>
--	--	---	--

			<p>②国府台病院</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新病棟完成に伴う一般診療科の強化を目指した入院基本料7：1を引き続き確保するほか、新たな施設基準を取得した。</li> <li>・患者数は、1日平均入院患者数285.2名（前年度比+7.0名）、1日平均外来患者数780.0名（前年度比+10.6名）となり、計画を下回ったものの、新病棟移転後の11月以降は、1日平均入院患者数296.0名であり、旧病棟の1日平均入院患者数より18.3名増加となった。</li> </ul> <p>《新たに取得した主な施設基準等》</p> <p>【新たな施設基準の取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間休日救急搬送医学管理料(H24.4.1)</li> <li>・外来リハビリテーション診療料(H24.4.1)</li> <li>・抗精神病特定薬剤治療指導管理料(H24.4.1)</li> <li>・早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術(H24.4.1)</li> <li>・退院調整加算(H24.4.1)</li> <li>・ヘッドアップタブレット試験(H24.5.1)</li> <li>・時間内歩行試験(H24.10.1)</li> <li>・療養環境加算(H24.11.1)</li> <li>・皮下連続式グルコース測定(H24.12.1)</li> <li>・体外衝撃波腎・尿管結石破碎術(H24.12.1)</li> </ul> <p>【上位施設基準取得となった主なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・脳血管疾患等リハビリテーションⅡ→Ⅰ(H24.5.1)</li> </ul> <p>③このような取り組みにより、平成24年度の医療収益については、265億円（前年比+22億円）を計上し、医療収支率は100.4%（前年比+2.2%）となった。</p> <p>2)費用関係の主な内容</p> <p>① 国府台病院の新病棟完成等に伴う減価償却費の平年度化等（+3.5億円）、診療機能の充実強化（HCU、ICUの増床等）及び臨床研究基盤整備に伴う人件費増（+8.6億円）その他患者数の増に伴う材料費の増などの費用増減（+6.2億円）があった。</p> <p>② 費用については、センター全般にわたる徹底的な効率化を強力に進め、材料費の削減等に取り組んだ。</p> <p>2. 関連する事務・事業の見直し</p> <p>平成24年度においては、以下の見直しを行い削減を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年契約の実施（建物総合管理業務、寝具賃借の業務委託）</li> <li>・ひかり電話への切り替え</li> <li>・業務委託及び放射線機器保守契約の見直し</li> <li>・複写機の単備見直し</li> </ul> <p>3. 職員研修の実施</p> <p>病院・病棟運営において、経済との関連を理解し組織として経営に参加する必要があることから、看護師等を対象に医療と経営についての研修会を開催した。 （平成25年1月29日 受講者数85名）</p> <p>センター病院において、コンプライアンスと個人情報保護について職員に対し周知徹底することを目的として、コンプライアンス研修を開催した。 （平成25年2月19日 受講者数53名）</p>
--	--	--	---

	<p>① 給与制度の適正化</p> <p>給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直す。</p>	<p>① 給与制度の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給与水準等については、民間等の従業員の給与等を参考に、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直しを行う。</li> </ul>	<p>① 給与制度の適正化</p> <p>職員給与の基本給については、独法移行を機に職務給（職員の職務内容と責任に応じた給与）の原則に従い、民間の給与水準や国立病院機構との均衡等も考慮した上で、より職員の職務内容と責任に応じた給与カーブとするなど、給与制度を見直した。また、法人運営に与える影響が大きい、管理・監督的立場にある医長・室長以上の職員（医師・研究員）の給与については年俸制を導入して勤務成績を反映させるなど改善を進めている。さらに、任期付職員（招へい型）についても、職務に対するインセンティブを高めるため年俸制を導入し、優秀な人材の獲得を可能とした。民間春季賞上げ状況や人事院勧告等を総合的に判断して職員給与規程を改正し現任に至っている。</p> <p>【平成24年度の主な見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与見直しに関連して以下の措置を講じた。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年4月から役員報酬の引下げを実施した。（平均▲0.51%）</li> <li>また、平成24年4月から平成26年3月までの間、月例年俸、業績年俸、地域手当の減額を実施。（▲9.77%）</li> <li>・職員については、平成25年5月から基本給月額を引き下げ（平均▲0.23%）実施。（医師等は据置。）</li> <li>また、平成24年9月から平成26年3月までの間、役職職員の一部について、基本給、業績手当（賞与）の減額実施。（平均▲8.77%）</li> </ul> </li> <li>○医療と研究のミッシェンの更なる発展のために戸山地区と国府台地区の連携強化等を図るために、地域手当に加算する医療研究連携加算（5%）を創設した。</li> <li>○看護師の確保等対策のため、民間給与等の状況などを考慮し、夜間看護等手当の単価改定を平成24年4月から実施。</li> </ul>
	<p>② 材料費の節減</p> <p>医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。</p>	<p>② 材料費の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品及び医療材料等の購入に当たっては、材料費率の抑制を図るため、調達方法・契約単価を見直すとともに、在庫管理の効率化等を推進し費用の節減に努める。</li> </ul>	<p>② 材料費の節減</p> <p>1. 医薬品等の共同入札の実施</p> <p>1) ナショナルセンターによる共同入札並びにNHO（国立病院機構）との共同入札</p> <p>医薬品、検査試薬及び医療材料については、契約事務の合理化、効率化及び契約単位を増やすことによるスケールメリットを活かし、医薬品等の価格低減を図ることを目的として、6ナショナルセンターによる共同入札を実施している。また、24年度においてはNHOとの共同入札も併せて実施した。</p> <p>【節減額】 207,876千円（23年度 58,229千円）</p> <p>【共同入札の品目数及び割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品：8,324品目（総契約品目数 8,487品目） 98.1%（23年度 95.7%） → 2.4%増</li> <li>・検査試薬：3,072品目（総契約品目数 3,375品目） 91.0%（23年度 100.0%） → 9.0%減</li> <li>・医療材料：1,019品目（総契約品目数 5,377品目） 19.0%（23年度 20.2%） → 1.2%減</li> </ul> <p>2) センター病院、国府台病院による共同入札</p> <p>器具貸借について、センター病院と国府台病院との共同入札を新たに実施し、費用削減を図った。</p> <p>【節減額】 813千円</p> <p>3) 医用画像情報システムの導入</p> <p>平成22年度より国府台病院においてフィルムレス化を推進するため医用画像情報システムを導入し、フィルム費用の節減を図っているが、平成24年度においても費用の節減を図った。</p> <p>【節減額】 802千円（23年度 11,547千円）</p>

2. 入札方法変更による価格交渉  
 独立行政法人化に伴い新たに会計規程を制定し、競争入札を採った場合は、第一交渉権者を決定した後さらに価格交渉を行う契約価格を決定することとし契約金額の抑制を図っている。

【節減額】 253,851千円(152件) (23年度 231,414千円)

3. 材料費の抑制  
 医薬品等の共同入札による経費削減、後発品への切り替え、SPDによる適正な在庫管理により材料費の抑制を図っている。なお、今年度の共同入札においては国立病院機構も含めた入札を行い更なる削減に努めた。また、24年4月からのDPC導入ならびに同年12月からの特定機能病院取得により医薬収益増を図り、材料比率が改善された。

【材料費率】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	(前年差)
センター病院	35.5%	→ 34.4%	→ 34.4%	→ 32.7%	(▲1.7%)
国府台病院	20.2%	→ 17.7%	→ 18.0%	→ 17.3%	(▲0.7%)
全体	32.4%	→ 31.1%	→ 31.1%	→ 29.5%	(▲1.6%)

4. 適正な在庫管理

1) SPD(Supply Processing Distribution: 物品管理の外注化)による在庫管理

平成22年度より、職員の業務省力化、診療材料の消費量管理の徹底による診療報酬の請求漏れ防止、使用品目の統一化による費用削減などを行うため、SPDを導入し適正な在庫管理による効率化を図っている。

また、電子カルテ導入に伴い物流管理システムを導入し、診療材料の消費管理のシステム化を図り、在庫数の見直し・検討等適切な在庫管理を行っている。

2) 部署定数見直しによる在庫の縮減

平成24年10月から12月にかけて各部署の診療材料の定数を見直し、センター全体での在庫の縮減を図った。

【節減額】 2,917千円 (23年度 5,044千円)

5. 後発医薬品の利用促進

平成24年度においては、DPCに移行したことに伴い、前年度策定した後発医薬品選定基準に基づき、①品質の確認、②適応症の比較、③医療安全面等により評価を行い、薬剤委員会において後発医薬品への切り替えを行った。

また、抗がん剤と抗生物質等については、医師、薬剤師、事務職により編成されたプロジェクトチームによる検討会を行い、後発医薬品への切り替えについて薬剤委員会へ意見書が提出され、薬剤委員会審議を得て切り替えが承認された。これらにより、前年度から16品目(153→169)の後発医薬品への切り替えが実施された。

③ 一般管理費の節減

平成21年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費(退職手当を除く。)の経費削減を15%以上節減を図る。

③ 一般管理費の節減

センター内の業務の見直し等により、一般管理費(退職手当を除く。)の経費削減に向けた業務運営体制を目指す。

③ 一般管理費の節減

一般管理費(退職手当を除く。)については、業務内容の見直しによる委託費の削減や、経費削減を図ることを目指した業務運営に取り組み、平成21年度に比し212百万円(▲27.1%)減少し、571百万円となった。

平成21年度	783百万円
平成22年度	674百万円(対21' ▲14.0%)
平成23年度	634百万円(対21' ▲19.1%)
平成24年度	571百万円(対21' ▲27.1%)

	<p>④ 建築コストの適正化                  建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。</p> <p>⑤ 収入の確保                  医療未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることと、平成21年度に比して(※)医療未収金比率の縮減に取り組む。                  また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。                  ※ 平成21年度(平成20年4月～平成22年1月末時点)医療未収金比率0.13%</p>	<p>④ 建築コストの適正化                  ・ 市場単価を導入することにより、建築コストの削減を図り、投資の効率化を図る</p> <p>⑤ 収入の確保                  ・ 医療未収金の新規発生防止の取組を推進し、定期的な支払案内等の督促業務を行い回収に努めるとともに、法的手段の実施についても検討を進める。                  ・ 適正な診療報酬請求事務の推進に当たっては、外部ツールによる精度管理を実施するとともに、医師をはじめ委託職員も含めた勉強会を定期的に開催し、院内におけるレセプト点検体制の確立を図る。</p>	<p>④ 建築コストの適正化                  平成24年度に発注した工事(外来管理治療棟準備工事(国府台)等)については、市場単価を100%採用することとに、入札に当たっては最低制限価格を設けないことにより、業者間の競争を促し、コストの削減を図った。                  【落札率】                  ・ 外来管理治療棟準備工事(国府台) 93.1%</p> <p>⑤ 収入の確保                  1. 医療未収金の回収及び発生防止策の実施                  医療未収金の回収について、新たなシステム(督促管理システム)を活用して債務者の個別管理を徹底し、債務者ごとの状況(例：分納者について、毎月の入金状況を確認し、1ヶ月でも入金がなければ、すぐに連絡する態勢とした。)に応じた督促を行った。                  また、発生防止策として、督促担当者と入院係、会計窓口係との連携を密に行うこととし、滞納患者情報の共有化を図り、督促対象患者への高額療養費の貸付制度の案内の徹底を図った。</p> <p>【医療収益に対する医療未収金の割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>医療収益</th> <th>医療未収金</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度(H22.1未現在)</td> <td>38,716,599千円(H20.4～H22.1)</td> <td>49,574千円</td> <td>0.128%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度(H23.1未現在)</td> <td>40,809,309千円(H21.4～H23.1)</td> <td>49,963千円</td> <td>0.122%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度(H24.1未現在)</td> <td>42,872,968千円(H22.4～H24.1)</td> <td>38,485千円</td> <td>0.090%</td> </tr> <tr> <td>平成24年度(H25.1未現在)</td> <td>46,165,444千円(H23.4～H25.1)</td> <td>35,656千円</td> <td>0.077%</td> </tr> </tbody> </table> (対前年度0.013ポイントの改善) <p>2. 診療収入増の取組                  ・ 診療報酬請求時に外部ツールによる「レセプト点検」を毎月継続して実施。                  ・ 昨年度実施した外部ツールによる「精度管理調査」に対し、平成24年5月に分析を実施した。                  調査内容 外部ツールの結果報告(入院115項目)に対し、当院の医師からのオーダーから算定係の入力までの実際の算定プロセスを確認することで、外部ツールの結果と実際の算定内容の相違の問題点を洗い出し、出                  来高項目への意識を高めた。                  ・ 毎月1回「レセプト担当者会議」を開催し、各診療科の医長クラスが参加のうえ「精度管理調査」、「レセプト点検」等の結果による問題の改善並びに審査減の確認、防止対策の検討を行っている。</p>		医療収益	医療未収金	割合	平成21年度(H22.1未現在)	38,716,599千円(H20.4～H22.1)	49,574千円	0.128%	平成22年度(H23.1未現在)	40,809,309千円(H21.4～H23.1)	49,963千円	0.122%	平成23年度(H24.1未現在)	42,872,968千円(H22.4～H24.1)	38,485千円	0.090%	平成24年度(H25.1未現在)	46,165,444千円(H23.4～H25.1)	35,656千円	0.077%
	医療収益	医療未収金	割合																				
平成21年度(H22.1未現在)	38,716,599千円(H20.4～H22.1)	49,574千円	0.128%																				
平成22年度(H23.1未現在)	40,809,309千円(H21.4～H23.1)	49,963千円	0.122%																				
平成23年度(H24.1未現在)	42,872,968千円(H22.4～H24.1)	38,485千円	0.090%																				
平成24年度(H25.1未現在)	46,165,444千円(H23.4～H25.1)	35,656千円	0.077%																				
	<p>2. 電子化の推進                  (1) 電子化の推進による業務の効率化                  ・ 業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。                  ・ 電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行う。</p>	<p>2. 電子化の推進                  (1) 電子化推進による業務の効率化                  ・ 業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。                  ・ 電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行う。</p>	<p>2. 電子化の推進                  (1) 電子化推進による業務の効率化                  1. 職員専用ホームページ機能の充実                  センター職員専用ホームページについて、平成23年度より職員メールアドレス検索機能及び内線番号表など、職員のための機能の充実を図っている。                  2. 業務の効率化                  職員に対する連絡事項及び委員会議事については、電子メールや職員ホームページを活用し、電子化を推進することにより事務処理の効率化・省力化を図っている。</p>																				

	<p><b>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</b></p> <p>企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。</p>	<p><b>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財務会計システム及び経営分析システムを活用し、経営状況の把握、分析、評価が可能な体制とするとともに、電子カルテシステム及び物流システムとの連携を図り、精度を高める体制を構築する。</li> </ul>	<p>3. セキュリティの向上 センター職員専用ホームページ用サーバーについては、外部からの不正進入を防御するためウイルスソフトを更新導入し、セキュリティの向上を図った。また、「院内LAN使用のルールとマナー」を策定し、職員ホームページに掲載することにより徹底を図っている。</p> <p>4. 電子カルテシステムの導入 センター病院においては、新病棟移転に合わせて電子カルテシステムを導入した。これによりペーパーレスな診療体制と、医師をはじめとする全スタッフ間での診療情報の共有が可能となりチーム医療の更なる充実強化を図った。さらに、電子カルテに蓄積された診療情報により、臨床研究の推進や、部門別・診療科別収支状況などの分析を行い経営改善のための資料としている。</p> <p>国府台病院においては、平成25年度の導入に向けプロジェクトチームの立ち上げを行い運用等の検討を開始した。</p> <p><b>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</b></p> <p>1. 財務会計システム 企業会計原則に基づく会計処理を行うため、平成22年4月1日に財務会計システムを導入し運用している。平成24年度においても財務会計システムを活用した月次決算を引き続き実施し、理事会、運営会議、センター管理会議等において分析結果の報告、経営改善策等の検討を行っている。</p> <p>2. 経営分析システム 平成22年度より導入した経営分析システムは、財務会計システム、医事会計システム、人事給与システム、電子カルテシステム（DWH）、物流システム等のデータを利用し、病院における部門別・診療科別損益計算を行い、各種経営管理指標を算出し、部門・診療科毎の経営状況の把握を行うことにより経営改善のための参考資料として活用している。また、月次決算及び各種経営指標等については、各部門長が集うセンター管理会議において周知し、職員HPへの掲載をさらに、職員からの意見・提案を広く受け付ける提案箱を引き続き設置し、経営改善に役立つ仕組みとしている。</p>
--	--	--	--

<p><b>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</b></p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等内部統制を適切に構築すること。</p> <p>特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施するとともに、随意契約の適正化を図ること。</p>	<p><b>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</b></p> <p>法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。</p> <p>契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する</p>	<p><b>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、監査室による内部監査を実施するとともに、監事による業務監査及び会計監査、監査法人による外部監査を実施する。</li> <li>契約事務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性及び透明性が十分確保される方法により実施する。</li> </ul>	<p><b>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築</b></p> <p>1. 内部統制体制の有効性に関する評価          独立性・客観性を持った内部監査、監事による業務監査及び会計監査、会計監査人による外部監査を実施することにより、内部統制体制の有効性について評価を行った。</p> <p>2. コンプライアンスの推進          法令違反行為にかかる内部通報、個人情報情報の取扱いについて、職員に対しコンプライアンス研修を実施した。また、院内ホームページに、研修内容を掲載した。(戸山地区)</p> <p>3. 監査室による内部監査の実施          戸山地区、国府台地区、清瀬地区の3事業場を対象とし、平成23年度の内部監査結果を踏まえ平成24年度の内部監査計画において重点監査項目を策定し、前回監査の指摘事項に対する改善状況、諸規程に対する準拠性、業務運営の適正性及び効率性について監査を実施した。また、事前の予告なしに実施する「抜き打ち」監査を実施した。</p> <p>1) 重点監査項目          ① 外部資金による研究費の経理に関する事項          ② 固定資産(物品)の管理に関する事項          ③ 保有個人情報に関する事項          ④ 法人文書の管理に関する事項          ⑤ 役員契約における契約給付完了検査に関する事項          ⑥ 患者未収金の管理に関する事項          ⑦ 外部資金研究費で購入した備品及び消耗備品の管理に関する事項(抜き打ち)          ⑧ 毒物・劇薬・麻薬・向精神薬及び毒物・劇物の管理に関する事項(抜き打ち)</p> <p>2) 書面審査          総務・人事・財務・診療報酬管理・研究費に関する事項について、自己評価チェックリストを作成し、自己評価の内容について書面による監査を実施した。</p> <p>4. 監事による業務監査・会計監査の実施          独立行政法人化3年度目である当法人は、適正かつ効率的な業務運営を使命としており、理事長のリーダーシップのもとで積極的なマネジメント改革への取組みが進められているところである。平成24年度は中期計画に沿った法人の業務及び組織運営が着実に実践されているかに留意し監査を行った。</p> <p>業務監査については、理事会、運営委員会等(契約審査委員会、施設整備委員会、医療機器整備委員会)の法人の運営に重要な会議への出席、重要書類の閲覧並びに業務運営状況の実態把握のため、関係部門担当職員からのヒアリングを実施した。</p> <p>また、会計監査については、会計監査人と定期的な懇談、会計監査法人監査の立ち会い及び取得資産等にかかる財産の保全、管理部署の責任者のヒアリングを行うとともに主要な医療機器類については実在性の確認のため実査を行った。また、建設設備の実地調査を行った。</p> <p>1) 業務監査          ① 法人化後の組織が中期計画達成に向けて、有効かつ効率的に機能しているか。また、内部統制組織整備への取り組み状況は十分か。          ② 法人役員の業務執行が、「中期計画」のもとで策定された「年度計画」に沿って的確に実施されているか。          ③ 法人の業務運営上のリスク管理、コンプライアンス体制は十分か。特に個人情報保護に関する管理体制は適切か。          ④ 特に平成23年度は大幅に損益が悪化しており、その改善策が検討され実行に移されているか。          ⑤ 監査室による内部監査実施状況、その結果等について随時報告聴取した。</p>
--	--	--	---

		<p>2) 会計監査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①財務会計システムの運用が適切になされ、月次決算や各種計数管理がそれぞれの部門に周知され有効に活用されているか。</li> <li>②財務諸表等の作成責任の自覚と年度決算確定手続きについての運用状況は適切か。</li> <li>③会計監査人との連携を密にし、内部統制上の指摘事項に関する法人の取組状況は適切か。特に会計監査人からの指摘事項のうち医療未収金の管理体制の構築と運用は適切か。</li> <li>④年度財務諸表等の会計監査に関しては、会計監査人の監査結果に依頼できるかどうか。会計監査人からヒアリングを実施するとともに、必要に応じて自らも主要項目について会計処理の内容及び決算書等の開示内容のレビューを行った。</li> <li>⑤戸山地区、国府台地区とも新病棟の建設が進められており、その支出関係の会計処理、固定資産計上の会計処理は妥当か。</li> </ul> <p>5. 会計監査人による外部監査の実施</p> <p>戸山地区、国府台地区、清瀬地区の病院、研究所、大学校、事務部門について、会計処理の適正性や準拠性並びに財務報告等の信頼性を確保すべく以下の監査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) リスク評価手続き             <ul style="list-style-type: none"> <li>①医療業界の状況、事業内容、運営方針・中期計画・年度計画、内部統制の整備・運用状況等に関連するリスクを理解するため、理事長と関連部門責任者とディスカッションを実施した。</li> <li>②主要業務取引のプロセスにおける内部統制が運用に供されているかを取引開始から財務諸表作成まで会計帳票や証拠の確認によるウォークスルーを実施した。</li> </ul> </li> <li>2) リスク対応手続き             <ul style="list-style-type: none"> <li>①取引種類に関連する業務プロセスにおける内部統制について、運用状況の有効性に関する監査証拠を入手するため運用評価手続きを実施した。</li> <li>②財務諸表の重要な虚偽表示を看過しないよう、実証手続きを実施した。</li> </ul> </li> <li>3) 財務諸表等の監査             <ul style="list-style-type: none"> <li>①財務諸表等が法人の財務情報等を適切に表示しているか。通則法を始めとする関連法規に準拠して作成されているか監査を実施した。</li> </ul> </li> <li>4) その他当期に重視した監査             <ul style="list-style-type: none"> <li>①センター病院及び国府台病院で更新された医事会計システムが適切に運用されているか検証を行った。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセス権限管理、領収書管理機能、履歴管理機能、医事会計システムの稼働額データと財務会計システムの収益計上額の整合性等</li> </ul> </li> <li>②財務諸表作成過程における業務フローを確認し、内部統制が有効に整備・運用されているか評価した。</li> <li>③貸倒引当金、賞与引当金、退職給付引当金等について、見積額の合理性を検討した。</li> <li>④固定資産計上金額の妥当性及び減価償却金額の適正性について検討した。</li> </ul> </li> </ul> <p>6. 契約事務の競争性、公正性及び透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 契約審査委員会の開催             <ul style="list-style-type: none"> <li>毎月1回、外部有識者を含む委員で構成する契約審査委員会を開催している。当委員会には監事も陪席し審議に参加している。</li> </ul> </li> <li>2) 契約情報の公表             <ul style="list-style-type: none"> <li>国立国際医療研究センター契約事務取扱細則に基づき、一般競争並びに随意契約の契約情報について、以下の公表基準によりホームページに公表している。</li> <li>公表基準：予定価格100（貸借借契約は80）万円を超える契約</li> </ul> </li> </ul>
--	--	---



		<p>3) 契約監視委員会における点検・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日開議決定）に基づき、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成24年4月11日に第一回目を開催し、以下のとおり点検・見直しを実施した。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①審議対象案件（平成23年10月から12月までに締結した契約）                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争性のない随意契約 11件</li> <li>・公益法人等との契約で、再委託率が50%以上の随意契約（該当案件なし）</li> <li>・一者応札・一者応募となった契約 4件</li> <li>・一般競争契約等の案件のうち、対象期間の契約において落札率が100%であったもの、又は締結した契約率が100%となった契約（該当案件なし）</li> </ul> </li> <li>②点検・見直し結果                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争性のない随意契約 11件のうち、審議の結果引き続き随意契約によらざるを得ないものは11件であった。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>【内訳】                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造メーカーでなければ対応できないもの 6件</li> <li>・診療に影響がでるため緊急性を要するもの 2件</li> <li>・契約の相手方が一に定められている者 2件</li> <li>・現に履行中のため他社への発注は不可能であるもの 1件</li> </ul> </li> <li>・一者応札・一者応募となった契約 4件については、入札説明を取り寄せたにもかかわらず、競争入札に参加しなかった事業者に対しアンケート調査を実施しているが、アンケートの回答率が低いので回収率向上について再度検討することとされた。</li> </ul> </li> <li>・第二回目は、平成24年12月26日に開催し、以下のとおり点検・見直しを実施した。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>①審議対象案件（平成24年1月から10月までに締結した契約）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争性のない随意契約 37件</li> <li>・公益法人等との契約で、再委託率が50%以上の随意契約（該当案件なし）</li> <li>・一者応札・一者応募となった契約 【2年連続のもの】 16件</li> <li>・一般競争契約等の案件のうち、対象期間の契約において落札率が100%であったもの、又は締結した契約率が100%となった契約（該当案件なし）</li> </ul> </li> <li>②点検・見直し結果                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争性のない随意契約 37件のうち、審議の結果引き続き随意契約によらざるを得ないものは37件であった。                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>【内訳】   <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース継続案件であるもの（再リース） 2件</li> <li>・診療に影響がでるため緊急性を要するもの 2件</li> <li>・契約の相手方が一に定められているもの 28件</li> <li>・運送契約であるもの 3件</li> <li>・外国での契約であるもの 2件</li> </ul> </li> <li>・2年連続で一者応札・一者応募の契約 16件については、医療機器等の保守業務で機器メーカー系列の業者で1者応札となったものが10件、また、医療や研究において特殊性があり、仕様内容に対応可能な専門業者が限られた機器の調達等が5件、エリアで対応が可能な業者がいなかったものが1件であった。また、入札説明書を取り寄せたにもかかわらず、競争入札に参加しなかった事業者に対し応札しなかった業者に対するアンケート調査も実施しているが、アンケートの回答率が低いので引き続き回収率向上について検討が必要となった。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>4) 前年度に引き続き2年連続して一者応札・一者応募にかかる改善方策  「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて（平成24年9月7日付総務省行政管理局長事務連絡）により、前年度に引き続き2年連続して一者応札・一者応募となった案件については、改善に向けた取組内容等を厳正に点検することとされており、契約監視委員会として下記のとおり点検を行いコメントした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達当局側において、幅広く当該事業に参加できる業者を探索する必要がある</li> <li>・機器の保守契約は、原則として機器を購入する際の契約に含めることを検討されたい。</li> </ul> </li></ul>
--	--	---

国立国際医療研究センター事業報告書

中期目標

中期計画

平成24年度計画

平成24年度の業務の実績

- ・当該機器のメーカー以外での保守対応は困難と考えられるが、今後応札可能な事業者が現れる可能性も考慮し引き続き一般競争入札を継続させたい。
- ・同一業者と引き続き契約する場合は、できるだけ安価な契約に結びつける努力が必要である。

<p><b>第4 財務内容の改善に関する事項</b> 「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p>	<p><b>第3 予算、収支計画及び資金計画</b> 「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。</p>	<p><b>第3 予算、収支計画及び資金計画</b></p>	<p><b>第3 予算、収支計画及び資金計画</b></p>																
<p><b>1. 自己収入の増加に関する事項</b> 感染症その他の疾患及び国際保健医療協力に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p>	<p><b>1. 自己収入の増加に関する事項</b> 民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。</p>	<p><b>1. 自己収入の増加に関する事項</b> ・ 民間企業等からの外部資金（寄附や受託研究等）の獲得を推進する。</p>	<p><b>1. 自己収入の増加に関する事項</b> 1) 寄附金 平成24年8月にホームページ掲載内容の見直しを行い、改めて「ご寄附のお願い」掲載するとともに、寄附手続き等の案内を担当する者を配置し、寄附金受入れ増加に向けた体制を再構築し、新規抗ウイルス剤（エイズ治療薬など）の研究・開発に対する企業からの資金提供など、77,624千円の寄附金を獲得した。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成23年度</td> <td>平成24年度</td> </tr> <tr> <td>個人より</td> <td>3,480千円(9件)</td> <td>→ 1,410千円(4件)</td> </tr> <tr> <td>企業より</td> <td>76,904千円(72件)</td> <td>→ 76,214千円(78件)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>80,384千円(81件)</td> <td>→ 77,624千円(82件)</td> </tr> </table> <p>2) 受託研究 独立行政法人化時に策定した「受託研究取扱規程」を全面的に見直し、契約金の前払制だけでなく出来高払制にするなど依頼者（企業）側が委託しやすい環境に配慮した制度に再構築し、総額で399,410千円(44件) 対前年度 -12,668千円(-3件)</p>		平成23年度	平成24年度	個人より	3,480千円(9件)	→ 1,410千円(4件)	企業より	76,904千円(72件)	→ 76,214千円(78件)	合計	80,384千円(81件)	→ 77,624千円(82件)				
	平成23年度	平成24年度																	
個人より	3,480千円(9件)	→ 1,410千円(4件)																	
企業より	76,904千円(72件)	→ 76,214千円(78件)																	
合計	80,384千円(81件)	→ 77,624千円(82件)																	
<p><b>2. 資産及び負債の管理に関する事項</b> センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努めること。</p>	<p><b>2. 資産及び負債の管理に関する事項</b> センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。そのため、大型医療機器等の</p>	<p><b>2. 資産及び負債の管理に関する事項</b> ・ センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の高）については、運営上適切なものとなるよう大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還</p>	<p><b>2. 資産及び負債の管理に関する事項</b> 平成24年度については、総合医療・高度先駆的医療のより積極的な提供など診療機能の更なる充実強化に向けたセンター一病院における新棟整備第2期その他工事（外来棟新築等整備工事）を4ヶ年計画で行うこととし、6億円の借り入れを行った。また、固定負債（長期借入金の高）については、約定どおり償還を行った。 【長期借入金残高】 期首 18,328百万円 期末 17,942百万円（対前年度97.9%）</p>																
<p><b>3) 競争的研究費</b> 国等の競争的研究費の獲得に向けて、積極的な応募等に取り組み、総額で1,233,274千円となった。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成23年度</td> <td>平成24年度</td> </tr> <tr> <td>文部科学研究費</td> <td>175,783千円(99件)</td> <td>→ 183,564千円(100件)</td> </tr> <tr> <td>厚生労働科学研究費</td> <td>478,174千円(74件)</td> <td>→ 770,309千円(74件)</td> </tr> <tr> <td>医薬基盤研究所受託研究費</td> <td>143,870千円(5件)</td> <td>→ 130,340千円(5件)</td> </tr> <tr> <td>科学技術振興機構受託研究費</td> <td>150,411千円(9件)</td> <td>→ 149,061千円(10件)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>948,238千円(187件)</td> <td>→ 1,233,274千円(189件)</td> </tr> </table>		平成23年度	平成24年度	文部科学研究費	175,783千円(99件)	→ 183,564千円(100件)	厚生労働科学研究費	478,174千円(74件)	→ 770,309千円(74件)	医薬基盤研究所受託研究費	143,870千円(5件)	→ 130,340千円(5件)	科学技術振興機構受託研究費	150,411千円(9件)	→ 149,061千円(10件)	合計	948,238千円(187件)	→ 1,233,274千円(189件)	<p>対前年度 +7,781千円(+1件) 対前年度 +292,135千円(±0件) 対前年度 -13,530千円(±0件) 対前年度 -1,350千円(+1件) 対前年度 +285,036千円(+1件)</p>
	平成23年度	平成24年度																	
文部科学研究費	175,783千円(99件)	→ 183,564千円(100件)																	
厚生労働科学研究費	478,174千円(74件)	→ 770,309千円(74件)																	
医薬基盤研究所受託研究費	143,870千円(5件)	→ 130,340千円(5件)																	
科学技術振興機構受託研究費	150,411千円(9件)	→ 149,061千円(10件)																	
合計	948,238千円(187件)	→ 1,233,274千円(189件)																	

投資に当たっては、原則、償還  
確実性を確保する。

- (1) 予算別紙2
- (2) 収支計画別紙3
- (3) 資金計画別紙4

**第4 短期借入金金の限度額**

- 1. 限度額 3,400百万円
- 2. 想定される理由
  - (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応
  - (2) 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応
  - (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応

確実性を確保する。

- (1) 予算別紙2
- (2) 収支計画別紙3
- (3) 資金計画別紙4

**第4 短期借入金金の限度額**

- 1. 限度額 3,400百万円
- 2. 想定される理由
  - (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応
  - (2) 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応
  - (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応

**第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画**

**第6 剰余金の使途**  
決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金金の償還に充てる。

**第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画**

**第6 剰余金の使途**  
決算において剰余を生じた場合は、将来の投資（建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等）及び借入金金の償還に充てる。

**第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画**

平成24年度における重要な財産の譲渡、又は担保に供する計画はなく、その実績もない。

**第6 剰余金の使途**

平成24年度決算における利益剰余金は計上していない。

<p><b>第5 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b></p> <p><b>1. 施設・設備整備に関する事項</b></p> <p>施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。</p>	<p><b>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b></p> <p><b>1. 施設・設備整備に関する計画</b></p> <p>中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。</p>	<p><b>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b></p> <p><b>1. 施設・設備整備に関する事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染症その他の疾患及び主要な診療科を網羅した総合的な医療提供を目指し、チーム医療を前提とした質の高い全人的な高度専門・総合医療と臨床研究開発の実現に向け、長期的なグランドデザインのもとに医療の高度化、経営改善、患者サービス向上を目指した整備の実施に努める。</li> </ul>	<p><b>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b></p> <p><b>1. 施設・設備整備に関する事項</b></p> <p>1. 戸山地区</p> <p>1) 平成24年度は、新外来棟整備、既存外来棟改修、放射線治療棟改修など「新棟整備第2期その他工事」を施工中、平成26年度中の完成予定。</p> <p>2) 教育研修棟新築整備工事は、平成23年度契約、平成24年9月着工して施工中、平成25年10月完成予定。</p> <p>2. 国府台地区</p> <p>1) 平成24年度は、平成21年度発注の「肝炎免疫研究センター」が平成24年3月完成し、戸山地区の免疫グループが6月から移転を始め10月に新研究所棟が開所した。また「新病棟」は、平成24年10月に完成し11月から運用を開始した。さらに、平成23年度発注の「教育研修棟整備工事」が平成25年1月末に完成した。</p> <p>2) 平成24年4月に外来管理治療棟整備工事に先立ち、病棟改修及び既存建物解体を行うため「外来管理治療棟整備工事」を発注、平成25年5月完成予定。</p>
<p><b>2. 人事の最適化に関する事項</b></p> <p>センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を積極的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。</li> </ul>	<p><b>2. 人事システムの最適化</b></p> <p>職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより、優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。</p> <p>非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国立国際医療研究センター、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。</p> <p>女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p>	<p><b>2. 人事システムの最適化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の業績評価制度については、評価結果を踏まえた職員の給与等への反映を実施し、適切な運用を継続する。</li> <li>・ 国をはじめ民間等との人事交流を行い、組織の活性化を図る。</li> <li>・ 女性の働きやすい職場を目指し、職員への意見募集を行うなど改善に努める。</li> <li>・ 医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職場環境の整備に努める。</li> </ul>	<p><b>2. 人事システムの最適化</b></p> <p>1. 業績評価制度に基づく適切な運用を実施</p> <p>平成22年度に導入した業績評価制度に基づき、平成24年度において職員の業務で発揮した能力、適正、実績等を評価し、職員の給与に反映させ、業務遂行意欲の向上を図った。</p> <p>1) 年俸制職員（副院長、副所長、部長、医長、室長等） 年俸制を適用している副院長等については、評価対象となる職員が作成した個人評価基礎資料に基づき、最終評価者が個別にインタビューを実施しあらかじめ評価における到達目標を被評価者ととも確認した上で評価を実施した。</p> <p>2) 役職職員及び一般職員 平成23年度に引き続き業績評価を実施し、平成24年6月期及び12月期の業績手当てに反映させた。併せて業績評価により平成25年1月の昇給についても反映した。</p>
<p><b>2. 人事交流の実施</b></p> <p>優秀な人材を持続的に確保し、組織の活性化を図る観点から、国、国立病院機構等と人事交流を行った。</p> <p>1) 国との人事交流 厚生労働省 9名 厚生労働省 2名 その他 29名 国立病院機構 7名 他NC 11名</p> <p>2) 国立病院機構等との人事交流 転出者 29名 転入者 16名 他NC 11名</p>	<p><b>3. 職場環境の整備</b></p> <p>1) 女性が働きやすい環境の整備 女性が働きやすい職場を目指す以下の取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児短時間勤務の導入</li> <li>・ 育児休業の周知徹底</li> <li>・ センター敷地内における保育所の運営</li> <li>・ 看護職員の二交替制の拡大（センター病院18看護単位、国府台病院4看護単位導入）</li> <li>・ 女性医師及び看護士にとって働きやすい職場にするための取組の一つとして希望による診察衣・看護衣を購入し配布した。</li> <li>・ 「バースデイ休暇」の導入（看護部における誕生日前後に年次休暇を計画的に取得できるとする取組）</li> <li>・ 健康診断において乳がん検診を実施。（平成24年度 センター一病院77名、国府台病院117名実施）</li> </ul>	<p><b>2. 人事交流の実施</b></p> <p>優秀な人材を持続的に確保し、組織の活性化を図る観点から、国、国立病院機構等と人事交流を行った。</p> <p>1) 国との人事交流 厚生労働省 9名 厚生労働省 2名 その他 29名 国立病院機構 7名 他NC 11名</p> <p>2) 国立病院機構等との人事交流 転出者 29名 転入者 16名 他NC 11名</p>	<p><b>2. 人事交流の実施</b></p> <p>優秀な人材を持続的に確保し、組織の活性化を図る観点から、国、国立病院機構等と人事交流を行った。</p> <p>1) 国との人事交流 厚生労働省 9名 厚生労働省 2名 その他 29名 国立病院機構 7名 他NC 11名</p> <p>2) 国立病院機構等との人事交流 転出者 29名 転入者 16名 他NC 11名</p>

	<p><b>3. 人事に関する方針 (1) 方針</b></p> <p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>	<p><b>3. 人事に関する方針 (1) 方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。特に、二交代勤務の導入など医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、福利厚生面を充実し離職防止や復職支援の対策を講じる。</li> <li>・ 幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</li> </ul>	<p>2) 医師とその他医療従事者との役割分担の見直し 医師が本来の役割に集中できる体制とするため、看護師や検査技師による採血の実施、薬剤師による処方患者への説明、調剤締め切り時間の緩和、医師事務作業補助者の配置を行いそれぞれの役割分担を見直した。</p> <p>医師事務作業補助者については、新規採用の際には、医師事務担当医長より業務等研修を実施し、更に2週間程度の各診療科におけるオン・ザ・ワークにて研修を実施、研修後は、各診療科の要望により適性を考慮し、配置している。</p> <p>【採用実績】 医師事務作業補助者 平成24年度14名配置(平成23年度13名)</p> <p><b>3. 人事に関する方針 (1) 方針</b></p> <p>1. 看護師等職員確保対策の推進</p> <p>1) 平成22年4月より薬剤師、放射線技師、検査技師、救急科医師、平成22年9月より救急救命士の勤務について二交代勤務を導入し、平成23年1月には看護師の二交代勤務を一般病棟に拡大するなど勤務の多様性を取り入れ、職員のワークライフバランスを考慮した確保対策及び復職支援を図った。</p> <p>2) 看護師確保については、看護師確保プロジェクトチームによるセンター全体での看護師確保に取り組み、院内見学説明会等の実施や業者主催説明会等に参加し募集活動を行い、また、看護師の勤務環境の整備やホームページリニューアルによる広報活動を行った。</p> <p>【センター病院】 院内見学説明会2回、院内説明会5回、業者主催説明会4回、大学等主催説明会11回 学校訪問35回、NHO主催説明会9回</p> <p>【国府台病院】 学校訪問7回、業者主催説明会5回、大学等主催説明会7回、NHO主催研修会7回</p> <p>3) 新人看護師については、教育計画による新人ローテーション研修を行うなど新人看護師の育成に努めた。また、職場不適応傾向のある職員に対して、配置換えなどによる職務能力や意欲に応じた対応を図るにより離職防止に努めた。さらに、院内見学説明会及び学校訪問回数の増加により、優秀な人材確保に繋がりが、離職率の減少に寄与した。</p> <p>2. 臨床研修医・レジデントの確保 臨床研修医及びレジデントについては、募集案内のリニューアル、業者主催の説明会への参加、院内見学説明会を開催し募集活動を行った。</p> <p>【開催実績】 院内見学説明会2回</p> <p>3. 処遇改善(諸手当の改善) 医師、看護師等の医療従事者においては、勤務実態に応じた諸手当を引き続き支給した。</p> <p>【勤務実態に応じた手当】 夜間看護等手当、救急医療体制等確保手当、救急呼出待機手当、専門看護手当、附加職務手当 医師手当の加算部分(専門医等の資格に係る手当)、ヘルicoptター搭乗救急医療手当、 平成24年4月より看護師確保対策のため、夜間看護等手当を改定した 平成24年4月より戸山地区と国府台地区の連携強化のため、国府台地区職員(医師及び歯科医師を除く)に地域手当に 加算する医療研究連携加算(5%)を新設した</p> <p>4. 公募による人材確保 幹部職員など専門的な技術を有する者については、全て公募を行っている。また、より柔軟な有期雇用契約が可能となったことから、特に任期付研究職員について優秀な人材の確保に努めた。</p> <p>【公募による採用実績】 64名(うち任期付研究員の採用 14名)</p>
--	--	--	--

<p><b>(2) 指標</b></p> <p>センターの平成22年度期首における職員数を1,527人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み57,179百万円</p>	<p><b>(2) 指標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な人員配置等により人件費率の抑制に努めるとともに、技能職については、外部委託の推進を図る。</li> </ul>	<p><b>(2) 指標</b></p> <p>1. 高度先駆的医療等への対応 医師、看護師等医療従事者数については、センターのミッションの達成を目指して、救命救急や高度先駆的医療の推進のための対応、医療安全を確保するための取組み、診療報酬上の人員基準に沿った新規施設基準の取得の対応を図るため、職員の増員を行った。</p> <p>【採用実績】 医師2名、コメディカル17名、看護師60名</p> <p>2. 技能職の離職後の不補充並びに非常勤化及び外部委託の推進 技能職については、常勤職員の離職後の後補充は行わず、業務の簡素化・迅速化などの業務の見直しを行った上で、外部委託や短時間非常勤職員等による対応を基本にした取り組みを実施。</p> <p>平成24年度 【退職者数】2名 ・看護助手2名退職後、外部委託により不補充</p>
<p><b>3. その他の事項</b></p> <p>中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるよう努めること。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うよう努めること。</p> <p>ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的な職員の意見を聞くよう、努めること。</p>	<p><b>4. その他の事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>センターのミッションを職員一人一人に周知するとともに、月次決算等により進捗状況を確認し問題把握等を行い、定期的に職員の意見を参考に、具体的な行動に移すことができるよう努める。</li> <li>アクションプランやセンターの成果について、ホームページ等で情報提供するとともに、積極的な広報活動について実施方法の検討を行う。</li> </ul>	<p><b>4. その他の事項</b></p> <p>1. 職員への情報伝達 センターのミッションについては、中期計画及び年度計画を院内ホームページに掲載するとともに、センター管理会議、管理診療会議（国府台）、教授会（看護大学校）を通じ（各職場部下職員への周知）計画の概要を説明し、また毎月月次決算の状況や年度計画進捗状況の報告を行い、職員への周知を図っている。</p> <p>また、月次決算や患者数の状況については、院内ホームページへ掲載し情報伝達を行っている。</p> <p>※ 月次決算や患者数の参加対象者 研究部門： 室長以上 診療部門： 医師；医長以上 ： 看護師；師長以上 事務部門： コメディカル；副長以上 ： 専門職以上</p>
<p><b>2. NCGM提案箱の設置による業務改善の推進</b></p> <p>職員1人1人がセンター運営に関わるという意識改革を進めながら、センター運営を充実発展させることを目的とし、センターで働く職員（派遣・委託職員等を含む。）からセンター運営やミッション達成に有意義な意見を幅広く聴取するため、平成22年度より引き続き各事業所に「提案箱」を設置している。</p> <p>【設置場所】 戸山地区： 企画経営部企画経営課内 国府台地区： 事務部管理課内 清瀬地区： 事務部総務課内</p>	<p><b>3. 総長特任補佐会議の開催</b></p> <p>センターのミッション達成に向けて、日常業務に係る種々の課題への対応等を適切に取り組みることが必要であり、それらの現状把握と方針案決定及び担当部門への指示等効率的・効果的に行うため、総長特任補佐会議を毎週金曜に行った。</p>	<p><b>2. NCGM提案箱の設置による業務改善の推進</b></p> <p>職員1人1人がセンター運営に関わるという意識改革を進めながら、センター運営を充実発展させることを目的とし、センターで働く職員（派遣・委託職員等を含む。）からセンター運営やミッション達成に有意義な意見を幅広く聴取するため、平成22年度より引き続き各事業所に「提案箱」を設置している。</p> <p>【設置場所】 戸山地区： 企画経営部企画経営課内 国府台地区： 事務部管理課内 清瀬地区： 事務部総務課内</p>

国立国際医療研究センター事業報告書

中期目標

中期計画

平成24年度計画

平成24年度の業務の実績

4. 広報活動の推進

ホームページによる積極的な広報・情報発信に向けた取り組みを実施。

1) センターの使命や役割、業務等を、広く国民に周知し、理解が得られるよう、また、利用しやすくする観点からホームページのリニューアルを実施

2) 中期目標、中期計画、年度計画等の情報公開や調達情報、募集案内等のインフォメーションやトピックスの随時更新等

3) 東日本大震災の教訓を次の災害対応に活かすために、自然災害時の保健医療支援活動マニユアルの改訂版のホームページによる情報発信と関係機関への情報提供。

4) 研究内容及び成果の情報提供に向けた研究所のホームページのリニューアルと研究所のパンフレットを新たに作成し情報提供を実施

5) センターの様々な活動状況をプレスリリースを行い情報提供に努めている。

【プレスリリース件数】

平成23年度10件 → 平成24年度10件

5. 超過勤務の削減

超過勤務の削減は、職員の健康管理、ワークライフバランスなどの面から適切な勤務時間管理に取組みを実施。

・月1回のノー残業デーを課(科)毎に週1回設定。

・毎月部署毎に超勤時間の状況把握と管理者への指導。

・オーダーのルールの徹底等

(平成23年度 884,505千円 → 平成24年度 753,035千円 △131,470千円)